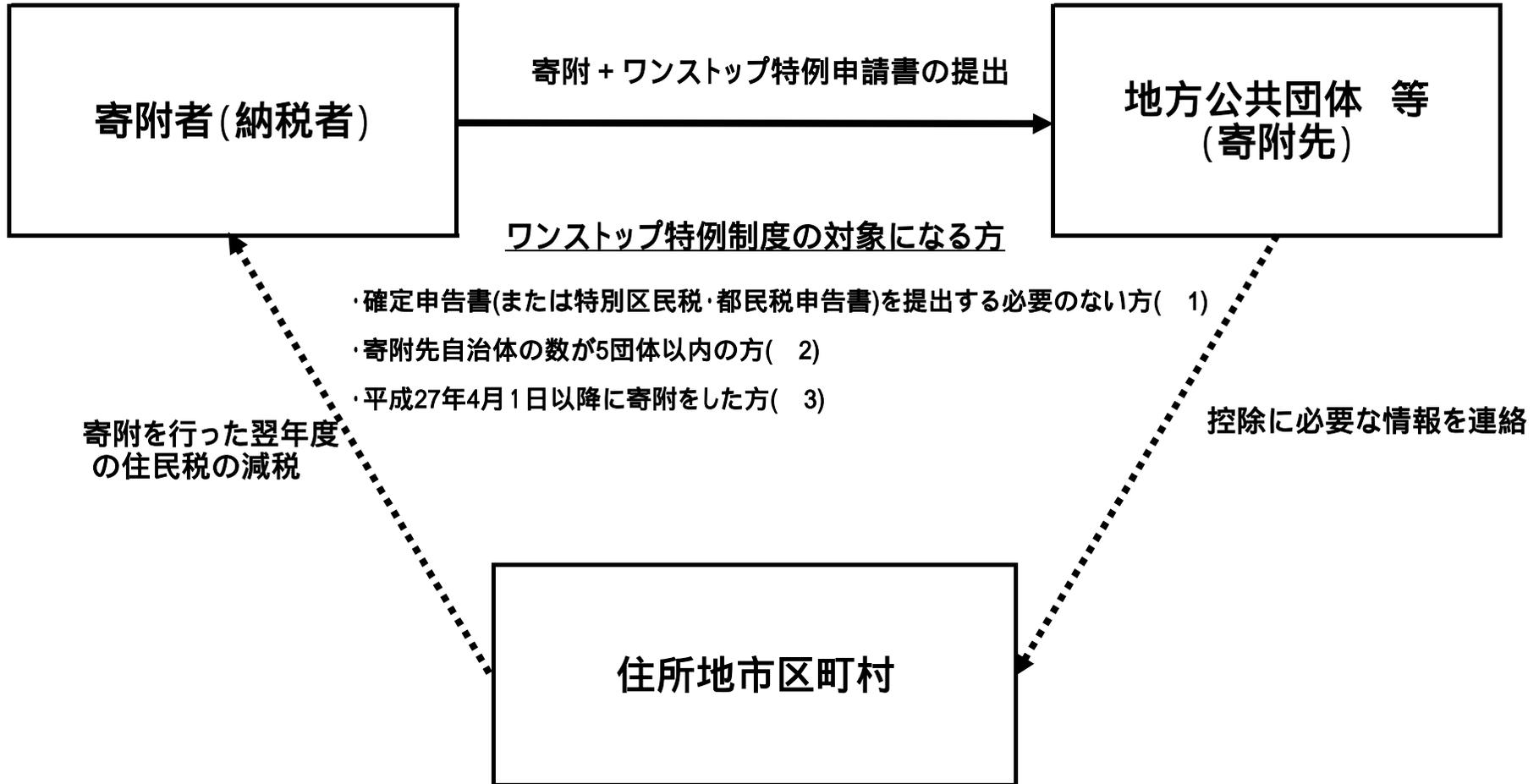
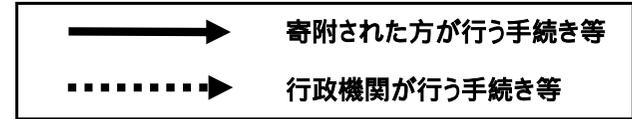


ふるさと納税ワンストップ特例制度の流れ



- (1)確定申告書を提出しなければならない自営業者や医療費控除等で確定申告書を提出する方は対象となりません。
- (2)6団体以上の地方公共団体に寄附をされた場合には、ワンストップ特例制度の対象外となります。確定申告書等の提出を行ってください。
- (3)平成27年1月～3月に寄附をしている方は、4月以降の寄附を含めての確定申告書の提出が必要になります。